

<経済研コメンタリー>

EU の経済安全保障戦略

シニア・アナリスト 玉置 浩平

TAMAOKI-K@marubeni.com

○ 経済安全保障戦略の意味

6月20日、欧州連合（EU）の行政執行機関である欧州委員会が「欧州経済安全保障戦略」（以下「戦略」）を発表した。5月に開催されたG7広島サミットでは経済安全保障に関する首脳声明が発出されたが、経済安全保障を冠した戦略を策定するのはEUが初めてだろう。

ただ、それはEUが経済安全保障の議論をリードしてきたことを必ずしも意味しない。日本では既に昨年5月、経済安全保障推進法が成立し、12月に決定された国家安全保障戦略でも経済安全保障に関する具体的な記述が盛り込まれた。中国との対立姿勢を強める米国も、様々な機会に経済安全保障に関する方針を打ち出している。

「戦略」は、「世界中の国々が自国の経済安全保障に対する挑戦に対処し始めている」と指摘しつつ、EUとしても個別の政策を越えた包括的・戦略的アプローチが必要だと説く。経済的威圧への対応などEUが他国に先行する分野もあるが、今般の「戦略」策定の背景には、各国で政策の具体化が進む中で、EUの立場を体系的に示す必要に迫られたという事情がある。

「戦略」では、経済安全保障の概念が具体的に定義されているわけではないが、その問題意識は「地政学的緊張が高まり、グローバルな経済統合がこれまでになく深化する中で、ある種の経済的流れや活動は、我々の安全保障に対するリスクとなり得る」という記述に明確に表れている。「戦略」は、こうしたリスクに対し、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が提唱するデリスキング（de-risking）の取組みを具体化するものと言える。

○ フレームワークと具体的取組み

「戦略」は、4分野のリスク（サプライチェーンの強靭性、重要インフラの物理面・サイバー面のセキュリティ、技術セキュリティと技術流出、経済依存の武器化・経済的威圧）と3つの優先課題（振興、保護、連携）というフレームワークに基づき、既存の政策や今後の方向性を整理している。詳細は今後、加盟国などとの調整を経て具体化されるが、いくつかの分野については具体的な時期や内容にも言及がある。

例えば、G7広島サミットでも焦点となった対外投資規制については、加盟国専門家による検討グループを立ち上げるとともに、経済界を含むステークホルダーとの協議を行い、年末までに新たな取組みを提案すべく検討を進めると明記した。また、対外投資に関するリスクを伴い得る技術として、量子、先端半導体、人工知能（AI）が挙げられているが、これらは米国が対外投資規制の対象として検討中とされる分野と一致しており、同志国間で一定の調整が進んでいる可能性がある。

そのほか、重要な戦略的技術のリストを作成し、今年9月までに理事会での採択を目指すとの方針も示されている。米国は2020年10月に「重要・新興技術に関する国家戦略」の一部として重要・新興技術リストを発表し、昨年2月にはこれを改訂している。EUとしても同様のリストを作成した上で、特定された技術の保全や育成に向けた具体策を検討するものとみられる。

○ 強いバランス志向

「戦略」は、経済安全保障の強化と開放的な経済から得られる利益との間に「本来的な緊張関係」が存在することを率直に指摘する。また、振興 (promoting)、保護 (protecting)、連携 (partnering) という3つの優先課題と共に、「根本的原則」として比例性 (proportionality) と精密性 (precision) というキーワードを提示し、講じられる措置がリスクに見合う限定的なものであるべきという点を強調している。今般の「戦略」の特徴は、経済安全保障と経済的機会の適切なバランスの重要性を正面から論じていることにある。

各国との連携については、G7などの同志国のみならず、「共通の利益を有し、我々と協力する意思がある」パートナーとも広く協力をすべきとしており、一方的措置や第三国への悪影響を回避する必要性にも言及がある。また、EUが重視する民主主義や人権などの普遍的価値に関する記述がほとんどないことも特筆に値する。経済安全保障は同志国による排他的な取組みではなく、いわゆる「グローバルサウス」を含む国際社会に広く裨益するというメッセージが強くにじむ内容と言える。

なお、「戦略」にはロシアへの言及はあるが、中国という単語は登場しない。フォン・デア・ライエン委員長は今年3月、対中政策に関する演説の中で経済安全保障戦略を策定する考えを明らかにしており、実際、盛り込まれた施策の多くが中国を念頭に置いていることは否定しがたい。それでも中国の名指しを避けたのは、EU流のバランス感覚の反映であり、また、中国への向き合い方を定めきれないEUの苦悩の表れだろう。

丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。